

交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は交野市補助金交付規則（昭和48年規則第5号）に定めるもののほか、本市域にある中古住宅（第2条第2号に規定する中古住宅をいう。以下同じ。）を購入して本市へ転居する者に対する補助金の交付及び転居時にその中古住宅のリフォーム等を行った場合の補助金の加算について必要な事項を定めることにより、新たな世代の移住・定住人口の増加を図るとともに、中古住宅の流通を促進し、かつ、空き家発生を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金をいう。
- (2) 中古住宅 新築から15年以上が経過した戸建て住宅をいう。
- (3) リフォーム等 リフォーム（耐震改修を含む。）、改築又は建替えをいう。
- (4) 交野市内の施工業者 交野市内に事務所・事業所を有する施工業者

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 居住する目的で本市域内にある中古住宅を購入した者。
- (2) 申請日において、世帯員全員が1年以内に交野市内に居住したことがないこと。
- (3) 申請日において、申請者が本市で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていること。
- (4) 本市へ転入するにあたり、交野市同居・近居促進事業補助金の交付を受ける者でないこと。
- (5) 過去にこの補助金又は前号に規定する補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 申請日において、第4条第1号に規定する中古住宅の購入を行っていること。
- (7) 世帯員全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象となる中古住宅)

第4条 補助金の交付対象となる中古住宅は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 中古住宅を、個人又は不動産事業者から平成31年4月1日以降の売買契約に基づき購入したもの
- (2) 建物の延べ床面積の半分以上が住宅用となる建物（第5号に規定するリフォーム等により建物の延べ床面積の半分以上が住宅用となる建物を含む。）であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に基づき適正に建築された建物であること。
- (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者により木造住宅の耐震性について確認されているもの（次号に規定するリフォーム等により、耐震性について確認されることとなるものを含む。）。
- (5) 第5条に規定する補助金の加算を受ける場合は、第1号に規定する住宅において、転居に際してリフォーム等の工事を行ったものであること。ただし、その工事については、建物の延べ床面積の半分以上が住宅用となる建物の住居部分に対する工事のみとする。

(補助対象となるリフォーム)

第5条 補助金の交付対象となるリフォームは次に掲げるものとする。

- (1) 屋根・雨樋・柱・外壁の修繕・塗装等の外装工事
- (2) 床・内壁・天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事

- (3) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
- (4) 電気、ガス等の設備工事
- (5) トイレ・風呂・キッチン等の水回り改修等の給排水工事
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。

- (1) 敷地造成、門、塀その他外構工事
- (2) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等
- (3) 物置、車庫等の設置等
- (4) 国、大阪府又は本市の住宅改修にかかる他の補助を受けた工事の場合は、当該補助の対象となった工事
- (5) その他市長が補助の対象として適当でないとするもの
(補助金の交付額)

第6条 交付額は、前条に規定する中古住宅を購入し交野市内に転入した場合、10万円とし、別表の左欄に掲げる内容に応じて、同表の右欄により算出した額を加算する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金交付申請書（様式第1号）に次に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 申請者を含む世帯全員の住民票
- (3) 申請者を含む世帯全員が市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票、住民票除票の写し等
- (4) 建物の売買契約書の写し、領収書及び建物にかかる登記簿謄本
- (5) 建築基準法が定める検査済証の写し等
- (6) リフォーム等の加算対象となる場合は、リフォーム等の内訳及び金額が分かるものの写し、施工業者が発行するリフォーム等の費用支払いにかかる領収書の写し
- (7) 交野市内の施工業者と契約しリフォーム等を行ったことにより加算対象となる場合は、その施工業者の事務所等が交野市内に存する事が分かるもの。ただし、第6号による書類で確認できる場合は不要とする。
- (8) その他、市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金交付決定・却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、当該決定を受けた後に、第7条の規定による申請内容を変更又は取下げをしようとするときは、交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金変更申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、結果を交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金変更承認・不承認通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助対象者は、第8条の交付決定の通知又は前条第2項の変更承認・不承認通知を受けた日から起算して14日以内に交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による提出を受けた日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 前条第1項に規定する請求を行わないとき。

(3) この要綱及び関係法令に違反したとき。

(4) 前各号に類するもので、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の取消しをした時は、交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第13条 市長は、補助事業の適正な執行を期するために必要と認めるときは、補助対象者に対して調査することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象工事の内容	補助金の算定方法
リフォーム等を行う場合	<p>リフォーム等に対する加算は、リフォーム等にかかる費用（次の各号に掲げる補助等を受ける場合は、それぞれの補助対象にかかる費用を、リフォーム等にかかる費用から差し引いた額）の50%に相当する額と、5万円のいずれか少ない額を加算</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交野市木造住宅耐震改修補助事業 (2) 介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修及び介護保険法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修 (3) 交野市障がい者住宅改造助成事業 (4) 交野市老人日常生活用具給付等事業実施要綱に規定する給付 (5) 交野市日常生活用具給付事業実施要綱に規定する給付
交野市内の事業者と契約し上記のリフォーム等をする場合	<p>リフォーム等にかかる費用（次の各号に掲げる補助等を受ける場合は、それぞれの補助対象にかかる費用を、リフォーム等にかかる費用から差し引いた額）の50%に相当する額と、5万円のいずれか少ない額を加算</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 交野市木造住宅耐震改修補助事業 (2) 介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修及び介護保険法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修 (3) 交野市障がい者住宅改造助成事業 (4) 交野市老人日常生活用具給付等事業実施要綱に規定する給付 (5) 交野市日常生活用具給付事業実施要綱に規定する給付

交野市長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金

交付申請書

交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金を受けたいので、交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金交付要綱第6条の規定に基づき、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

1. 区分 中古住宅の購入 ・ 中古住宅の購入+リフォーム等(市内施工業者 ・ 市外施工業者)

2. 住宅の所在地 交野市

3. 添付書類

- 誓約書(様式第2号)
- 補助対象者を含む世帯全員の住民票
(世帯の中で1年以内に移動があった場合は、その移動が確認できるもの)
- 申請者を含む世帯全員が市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票、住民票除票の写し等
- 建物の売買契約書の写し、領収書及び建物にかかる登記簿謄本
- 建築基準法が定める検査済証の写し等
(建築基準法その他法令に基づき適正に建築された建物であることが確認できるもの)
- その他、必要と認めるもの()

(リフォーム等の加算がある場合)

- リフォーム等の内訳及び金額が分かるものの写し
- 施工業者が発行するリフォーム等の費用支払いにかかる領収書の写し

(交野市内の施工業者と契約し上記のリフォーム等を行ったことによる加算がある場合)

- リフォーム等の施工業者の事務所等が交野市内に存する事が分かるもの
(リフォーム等の領収書等で確認できる場合は不要)

誓 約 書

年 月 日

交野市長様

(申請者)

住所 _____

氏名 _____ 印

私（申請者）及び私の世帯員は、交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく補助金交付申請を行うにあたり、以下の内容について同意していることを誓約いたします。

1. 補助金交付の審査に必要な個人情報の閲覧・収集を市が実施することに同意します。
また、交付要綱第11条第1項に掲げる事項のいずれかに該当すると市長に認められ、交付要綱第12条の規定に基づき、交付決定を取り消された場合において、既に支払いを受けた補助金の返還を命じられたときは、当該補助金を返還することに同意します。
2. 交野市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等に該当しないことを申し立てます。
また、該当することが判明した場合は、補助金の交付決定が取り消され、補助金の返還が必要であることも確認しました。
なお、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、市が求める必要な情報及び資料を遅延なく提出するとともに、市において当該資料等を大阪府警察本部又は交野警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。
3. 補助金申請にかかる手続きの流れを理解するとともに、手続きに必要な添付書類も確認しました。
なお、別途市から事務処理に必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに当該書類を添付することに同意します。

様

交野市長

印

交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金

交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありました交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金について、下記のとおり決定しましたので、交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 審査結果 交 付 ・ 却 下

2. 補助金交付決定額 _____ 円

3. 却下の場合（却下の理由）

交野市長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金

変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金について、申請内容を下記のとおり（変更・取下げ）したいため、交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1	補助金交付 決定通知	年 月 日付け 第 号	
2	区 分	1. 中古住宅の購入 2. 中古住宅の購入＋リフォーム等 3. 中古住宅の購入＋リフォーム等（交野市内の施工業者）	
3	変更内容	(変更前)	
		(変更後)	
4	変更（取下げ） 理 由		

第 号
年 月 日

様

交野市長

印

交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金

変更承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金の変更申請にかかる承認等については、次のとおり決定しましたので、交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1. 審査結果

承認 ・ 不承認

2. 補助金交付決定額

変更あり ・ 変更なし

変更ありの場合 _____ 円

3. 不承認の場合（不承認の理由）

交野市長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金

交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知（ 年 月 日付け 第 号で変更承認）のありました交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金について、交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 _____ 円

なお、補助金の交付については下記口座への振込みを希望します。

金融機関名			
支店（所）名	本店 本所	支店 支所 出張所	代理店
口座種別	1 普通（総合）	2 当座	3 その他
口座番号	右詰めで記入してください。		
口座名義人	(フリガナ)		

様

交野市長

印

交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金

交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した交野市中古住宅流通促進・リフォーム等補助金の交付決定を、次のとおり取り消します。

取消年月日	年 月 日
取消理由	

なお、既に交付済みの補助金について、次のとおり返還してください。

補助額	金 円
返還請求額	金 円
返還期限	年 月 日
特記事項	